

水戸市事業継続緊急支援金

対象要件や給付金額が拡充されました！！

1 支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したものの、国の実施する持続化給付金の支給要件を満たすことのできない市内事業者を対象に一律の支援金を支給します。

2 支援金の対象者

- ① 市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主又は市内に住所を有する個人事業主であること。
- ② 令和2年3月までに創業していること。
- ③ 令和2年3月から12月までのうち、前年の同月比で売上が20%以上減少した月があること。ただし、平成31年3月以降に新規創業した者及び事業を拡大した者にあつては、創業(事業拡大)の月から令和2年3月までの月平均の売上を、令和2年3～12月までのいずれかひと月と比較することができます。

※売上について、市内に事業所が複数ある場合は、市内の全事業所を含めた売上とします。また、市外にも事業所がある場合は比較する売上から除いてください。

- ④ 国の実施する持続化給付金の支給を受けていないこと。

3 支援金額

- ① 法人 : 一律 200,000 円
- ② 個人事業主 : 一律 100,000 円

※令和2年3月から7月及び8月から12月までのそれぞれの期間において1回ずつ支援金の給付を受けることができます。

○加算支援金(売上が30%以上減少かつ事業用の家屋又は土地を賃借している場合)

- ① 法人 : 一律 200,000 円を加算
- ② 個人事業主 : 一律 100,000 円を加算

※ただし、国の実施する家賃支援給付金の支給を受けている方等を除きます(その他対象外となる場合があります)ので、別紙チェックリストをご確認ください。

4 申請方法

令和3年3月31日までに、下記の申請書類に添付書類を添えて申請ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、郵送による申請をお願いいたします。

○申請書類:

- ① 支援金給付申請書兼請求書

○添付書類(詳細は別紙チェックリストをご確認ください):

- ① 直近の確定申告の写しや納税証明書等事業収入を得ていることが分かる書類
- ② 売上減少がわかる書類
- ③ 賃貸借契約書の写し(加算支援金を申請する場合)
- ④ 直近1ヶ月分の家賃の支払い証拠書類の写し(加算支援金を申請する場合)
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 支援金の振込口座の通帳の写し(カタカナ名が記載されている部分)

5 申込窓口及び問合せ先

水戸市商工課

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所本庁舎5階

TEL 029-232-9185 FAX 029-232-9232

Mail commerce@city.mito.lg.jp

支援金申請時は別紙のチェックリストをご確認ください！！

水戸市事業継続緊急支援金申請チェックリスト

【支援金の対象者】※すべてチェック

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること。
- ②令和2年3月までに創業していること。
- ③市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主又は市内に住所を有する個人事業主であること。
- ④国の実施する持続化給付金の支給を受けていないこと。
- ⑤水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

【売上の減少率について】※ひとつだけチェック

- ①50%以上減少している → 持続化給付金（国）※
- ※減少率以外の理由により持続化給付金が受給できない場合は②
- ②30%以上減少している → 事業継続緊急支援金（水戸市）
- ③20%以上30%未満減少している

【売上の比較方法について】※ひとつだけチェック

- ①令和2年3月から12月までの期間内の一月と、前年の同月の売上を比較
- ↓①ができない場合↓
- （平成31年3月以降に創業した）
- （平成31年3月以降に店舗や従業員等の増加又は新たな事業の開始等により事業を拡大した）
- ②令和2年3月から12月までの期間内の一月と、創業及び事業拡大の月から令和2年3月までの月平均の売上を比較

【支援金の額について】※該当するものにチェック

法人：一律200,000円，個人：一律100,000円

加算：売上が30%以上減少しており，事業所等を賃貸している
→法人一律200,000円，個人一律100,000円を加算

※ただし，以下の場合を除く。

- ①国の実施する家賃支援給付金の支給を受けている。
- ②子会社，親会社等の関係にある者からの賃借又は1親等以内の親族が役員を務める法人若しくは1親等以内の親族からの賃借である。
- ③令和2年3～7月（第1次），8～12月（第2次）のそれぞれの期間内の賃料の合計が100,000円未満の個人及び200,000円未満の法人。

<input type="checkbox"/> 売上20%以上減少	①令和2年3～7月	法人：200,000円，個人100,000円
	②令和2年8～12月	
<input type="checkbox"/> 売上30%以上減少	③令和2年3～7月	法人：200,000円，個人100,000円
	④令和2年8～12月	
<input type="checkbox"/> ⑤売上30%以上減少かつ事業所を賃貸している		(加算) 法人：200,000円 個人：100,000円

裏面（提出書類のチェック）へ

チェック【提出書類について】※すべてチェック

- ①申請書兼請求書（様式第1号）
- ②直近の確定申告の写し（提出先の受付印又は印字があるもの）、納税証明書等事業収入を得ていることが分かる書類
※個人事業主で納税証明書を添付する場合は、税務署発行の「その2 所得金額用」。市県民税の納税証明書では事業所得が確認できないため不可（法人市県民税は可）。
②-1 令和2年1月以降に創業し確定申告を行っていない場合は、開業届等の創業時期が分かる書類
- ③売上台帳の写し
（前年同月で比較する場合）
③-1 令和2年3月から12月までの期間で前年同月比20パーセント以上売上が減少となった月及び比較月の売上台帳の写し
（平成31年3月以降に創業又は事業拡大し、前年同月で比較できない場合）
③-2 令和2年3月から12月までの期間で20パーセント以上売上が減少となった月及び創業した月から令和2年3月までの売上台帳の写し
④（平成31年3月以降に事業拡大し、前年同月で比較できない場合）
新規店舗を開設したことが分かる書類等の事業拡大の内容や時期が分かる書類
- ⑤賃貸借契約書の写し（加算支援金を申請する場合）
- ⑥直近1ヶ月分の家賃の支払い証拠書類の写し（加算支援金を申請する場合）
- ⑦誓約書（別紙）
- ⑧支援金の振込口座の通帳の写し（カタカナ名が記載されている部分）

～事業継続緊急支援金を既に申請済みの方で、追加で加算支援金を申請する場合～

【提出書類について】※すべてチェック

- ①申請書兼請求書（様式第1号の2）
- ②事業継続緊急支援金（第1次支援金又は第2次支援金）に係る給付決定通知書兼額確定通知書の写し
- ③賃貸借契約書の写し
- ④直近1ヶ月分の家賃の支払い証拠書類の写し
- ⑤誓約書
- ⑥支援金の振込口座の通帳の写し（カタカナ名が記載されている部分）

年 月 日

水戸市長 様

住所（本社所在地）
市内の事業所所在地
氏名（名称及び代表者）
電話番号

印

事業継続緊急支援金給付申請書兼請求書

事業継続緊急支援金の給付を受けたいので、水戸市事業継続緊急支援金給付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、当該申請に係る給付の決定があったときは、下記金額を請求します。

記

1 申請する支援金の種類、金額

- 第1次支援金（令和2年3月～7月期で売上が20パーセント以上減少した。）
- 第2次支援金（令和2年8月～12月期で売上が20パーセント以上減少した。）
- 第1次加算支援金（令和2年3月～7月期で売上が30パーセント以上減少し、かつ、事業所等を賃借している。）
- 第2次加算支援金（令和2年8月～12月期で売上が30パーセント以上減少し、かつ、事業所等を賃借している。）

支援金給付申請（請求）額 _____ 円

2 売上高等

創業時期

_____ 年 _____ 月

（令和2年3月～7月）（第1次支援金又は第1次加算支援金を申請する場合に記載すること。）

売上減少時期

_____ 令和2年 _____ 月

A 減収月の売上高

_____ 円

B 比較月の売上高（Aの前年同月）又は創業若しくは事業を拡大した月から令和2年3月までの月平均の売上高

_____ 円

減少率（ $(B - A) / B \times 100$ ）

_____ %

（令和2年8月～12月）（第2次支援金又は第2次加算支援金を申請する場合に記載すること。）

売上減少時期

_____ 令和2年 _____ 月

A 減収月の売上高

_____ 円

B 比較月の売上高 (Aの前年同月) 又は創業若しくは事業を拡大した月から令和2年3月までの月平均の売上高 _____ 円
 減少率 $((B - A) / B \times 100)$ _____ %

- 3 市内における事業所 (建物) の賃借の状況 (第1次加算支援金又は第2次加算支援金を申請する場合に記入すること。)

貸主の氏名 (名称)	月額家賃 (円)	加算額 (円)

注 2以上の賃貸借契約を締結している場合は、月額家賃の合計額を記入すること。

4 添付書類

- (1) 直近の確定申告書の写し (提出先の受付印又は印字があるもの)、納税証明書等事業収入を得ていることが分かる書類
- (2) 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類
 - ア 前年同月の売上高と比較する場合 令和2年3月から12月までの期間で前年同月比20パーセント以上売上が減少となった月及び比較月の売上台帳の写し
 - イ 平成31年3月以降に創業し、前年同月と比較することができない場合 次に掲げる書類
 - (ア) 令和2年3月から12月までの期間で20パーセント以上売上が減少となった月及び創業した月から令和2年3月までの売上台帳の写し
 - (イ) 開業届等開業時期が分かる書類
 - ウ 平成31年3月以降に事業を拡大し、前年同月と比較することが適当でないと市長が認める場合 イ(ア)に掲げる書類及び事業拡大した内容や時期が分かる書類
- (3) 加算支援金を申請する場合は、賃貸借契約書及び直近1か月分の支払証拠書類の写し
- (4) 誓約書 (別紙)
- (5) 支援金の振込口座の通帳の写し (カタカナ名が記載されている部分)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座の種類	普通 当座
口座番号 (フリガナ)	
口座名義人	

注 この申請書は、市長が給付決定をした後は、事業継続緊急支援金の請求書として取り扱います。

誓約書

私は、事業継続緊急支援金の給付を受けるに当たり、下記の事項について確認し、誓約いたします。

記

- 1 国の実施する持続化給付金の給付を受けていないこと。また、加算支援金を申請する場合は、国の実施する家賃支援給付金の給付を受けていないこと。
- 2 事業継続緊急支援金の受給後に、国の実施する持続化給付金の給付を受けた場合は、事業継続緊急支援金を水戸市へ返還すること。また、加算支援金の受給後に、国の実施する家賃支援給付金の給付を受けた場合は、加算支援金を水戸市へ返還すること。
- 3 今後も事業を継続する意思を有していること。

水戸市長 様

年 月 日

住所（本社所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

※ 茨城県が実施している「いばらきアマビエちゃん」に登録している方は、感染防止対策宣誓書に記載のある番号を記載してください。

（二次元コードの下の方にあります。）

--	--	--	--	--

（右づめで記載）

「いばらきアマビエちゃん」に登録していない方は、ぜひ登録をご検討ください。

詳しくは、茨城県産業戦略部中小企業課 029（301）5472